

大口町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

令和6年3月25日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、大口町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年大口町条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告及び訂正)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1）により書面で行うものとする。

2 前項による報告は、次に掲げる電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる。

(1) 電子メール（その他情報処理組織を利用した方法を含む）

(2) DVD等の記録媒体

3 条例第2条第2項の規定による訂正は、前2項の規定を準用する。この場合において、「請負状況等報告書（様式第1）」とあるのは、「訂正届（様式第2）」と読み替えるものとする。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、訂正前の内容を明らかにしてしなければならない。

(報告事項等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して14日を経過する日の翌日（以下「閲覧開始日」という。）から、議会事務局において、午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

2 閲覧者は、閲覧に係る報告事項及び訂正内容は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

3 議長は、前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲

覧を禁止することができる。

(報告事項等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、申込書(様式第3)により行うものとする。

2 前項による請求は、第2条第2項の規定を準用する。

3 写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、大口町の休日を定める条例(平成元年大口町条例第19号)に規定する休日(次項において「休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 閲覧開始日が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1 (第2条関係)

年 月 日

大口町議会議長 様

大口町議会議員 _____

請負状況等報告書

契約 締結日	対象とする役務、 物件等	契約金額 (円) (単価契約である 場合はその旨)	昨年度 (会計年 度) に支払を受け た額 (円)

支払を受けた総額	円
----------	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第2（第2条関係）

年 月 日

大口町議会議長 様

大口町議会議員

訂正届

大口町議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、
次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第3（第5条関係）

年 月 日

大口町議会議長 様

氏名 _____

住所

〒

電話 _____

申込書

大口町議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、
次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲